

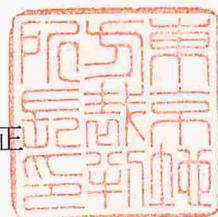


東地裁総第1506号

令和2年7月16日

山中理司様

東京地方裁判所長 垣内



司法行政文書開示通知書

令和元年3月25日付け（令和2年3月27日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

刑事第14部（令状部）における修習について（令和2年3月4日付け）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

令和2年3月4日

刑事第14部（令状部）における修習について

1 刑事第14部（令状部）について

(1) 令状事件の処理態勢（東京）

- 簡裁との事務分配
- 時間外の態勢

(2) 刑事第14部の処理する事件

(3) 令状部裁判官の役割

- 令状請求の適法性及び令状発付の相当性の審査
- 過誤が許されない仕事（違法な身柄拘束等に直結）
- 迅速処理の要請
- 捜査の密行性への配慮

2 被疑者勾留請求事件について

(1) 勾留請求事件の手続

(2) 勾留の要件

ア 手続的要件

イ 実体的要件

- 罪を犯したと疑うに足りる相当な理由（嫌疑）
- 住居不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれ（勾留の理由）
- 勾留の必要性

(3) 少年の場合

(4) 接見等禁止請求（刑訴法81条）

3 被疑者国選弁護人選任請求について

- (1) 意義
- (2) 対象事件
- (3) 要件
- (4) 手続

4 14部修習の留意点

- 修習内容
- 留意点

5 その他

別紙

被疑者国選弁護人制度について

1 対象事件

- ① 被疑者に勾留状が発せられている事件（法37条の2）
- ② 被疑者が検察官から即決裁判手続によることの同意を求められた事件（法350条の17）

2 主な要件

【上記①の場合】

ア 勾留状が発せられ、釈放されていないこと

※選任請求自体は勾留請求時から可能（法37条の2Ⅱ）

イ 貧困その他の事由により弁護人を選任することができないこと

ウ 資力申告書の提出（法37条の3Ⅰ）

※資力は被疑者の自己申告 虚偽記載には過料の制裁あり

資力50万円未満 → 直ちに国選弁護人の選任手続

資力50万円以上 → 私選弁護人選任申出の前置（法37条の3Ⅱ）

弁護士会による弁護士の紹介が行われるが、紹介弁護士の不在

又は不受任通知があれば、国選弁護人選任の手続へ移行する

【上記②の場合】

ア 即決裁判によることの同意を求められたこと

イ、ウは、上記①と同じ

3 手続の流れ

- ① 裁判官から法テラスに対して、国選弁護人候補の指名通知を依頼
- ② 法テラスから裁判官に対し、契約弁護士の中から候補者を指名通知
- ③ 裁判官が指名通知を受けた弁護士を国選弁護人に選任命令